

佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成20年佐倉市規則第3号）

改正後	改正前
<p><u>佐倉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐倉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成20年佐倉市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u></p> <p>イ <u>政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</u></p> <p>ウ <u>地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</u></p> <p>(3) 電子証明書 <u>申請等をする者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録</u>をいう。</p> <p>2 (略) <u>（申請等に係る電子情報処理組織）</u></p>	<p><u>佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐倉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成20年佐倉市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u>をいう。</p> <p>(3) 電子証明書 <u>申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録</u>をいう。</p> <p>2 (略) <u>（適用範囲）</u></p>

改正後	改正前
<p>第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p>	<p>第3条 この規則は、市長が別に定める手続等について適用する。</p>
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p>
<p>第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p>	<p>第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。</p>
<p>(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項 (2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）</p>	<p>(1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能 (2) 市長等の使用に係る電子計算機と通信する機能</p>
<p>2 市長等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次条において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
	<p>3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であつて前項各号のいずれかに該当するものが併せて同項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び同項ただし書に規定する措置とする。</p>

改正後	改正前
	<p>4 第1項の規定により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。</p>
	<p>5 市長等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、市長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。</p>
<p>3 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等をする者が第1項の入力を行うときは、市長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。</p>	<p>6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第1項の申請等を行うときは、市長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。</p>
<p>4 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。</p> <p>(申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)</p>	<p>7 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項及び第4項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。</p>
<p>第5条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第2項各号に掲げるものを当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。</p> <p>(情報通信技術による手数料の納付)</p>	
<p>第6条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</p> <p>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難</p>	

改正後	改正前
<u>又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</u>	
<u>第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u>	
<u>(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合</u>	
<u>(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合</u>	
<u>(処分通知等に係る電子情報処理組織)</u>	
<u>第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u>	
<u>(電子情報処理組織による処分通知等)</u>	
<u>第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u>	<u>第5条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u>
<u>2 (略)</u>	
<u>(処分通知等を受ける旨の表示の方式)</u>	
<u>第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。</u>	
<u>(1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</u>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長等が別に定める方式</u> <u>(処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)</u></p>	
<p>第11条 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付することとする。</p> <p><u>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</u></p>	
<p>第12条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合</u></p> <p>(2) <u>処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合</u> <u>(電磁的記録による縦覧等)</u></p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p>
<p>第13条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。</p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p>	<p>第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。</p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p>
<p>第14条 市長等は、条例第6条第1項の規定により<u>電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・</u></p>	<p>第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により<u>電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により行うものとする。</p>	
<p>（作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）</p> <p>第15条 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。</p>	<p>2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書が併せて前項に規定するファイル又は磁気ディスクに記録されるものに限る。）とする。</p>
<p>（適用除外）</p> <p>第16条 条例第7条第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定める手続等は、次に掲げる手續等とする。</p>	
<p>(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認をする必要があると市長等が認める場合</p> <p>(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると市長等が認める場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める場合</p> <p>（条例第8条に規定する規則で定める書面等及び措置）</p>	
<p>第17条 条例第8条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等及び同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置並びに市長が別に定める書面等及び措置とする。</p>	

改正後	改正前
(その他の手続等への準用)	
第18条 市長等が所管する手続等であって条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。	
(補則)	(補則)
第19条 (略)	第8条 (略)

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。